

平成26年度 社会福祉法人いいたて福社会事業計画

1. 平成26年度 社会福祉法人いいたて福社会事業計画・・・	2
2. 平成26年度 特別養護老人ホームいいたてホーム事業計画	3～17
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3～5
(1) ひだまりの家事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	6～7
(2) ぬくもりの家事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	8～9
(3) くつろぎの家事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(4) やすらぎの家事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(5) せせらぎの家事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	12～13
(6) だんらの家事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	14～15
(7) こもれびの家事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	16～17
平成26年度 いいたてホーム医務室事業計画・・・	18～19
平成26年度 厨房事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
3. 平成26年度 いいたて在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業計画・・・・・・・・・・	21～22
4. 平成26年度 やまゆり保育所事業計画・・・・・・・・・・	23
5. 平成26年度 事務室事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	24

平成26年度 社会福祉法人いいたて福祉会事業計画

1. 基本方針

原発事故から3年が経過、その影響は様々なかたちで、本会の運営や経営を圧迫している状況が今なお続いている。

しかし、そうした状況にあっても、今いるご利用者や、将来へ向けてのご利用者を安全且つ快適に過ごせる場・迎えられる場を提供すると共に、質の高いサービスを継続して行くため、法人役員として定期的な理事会・評議員会・監事会を開催し、様々な課題と問題を解決し安定した基盤づくりを行う。

2. 事業内容

・理事会・評議員会・監事会の開催

理事会年4回、評議員会年2回、監事会年1回を基準に開催する。

(その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。)

《内容等》

1) 理事会・評議員会

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款変更
- ④ 合併
- ⑤ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- ⑥ 社会福祉事業に係る許認可
- ⑦ 施設長の任免、その他重要な人事
- ⑧ 社会福祉法人の運営に関する諸規程の制定及び変更
- ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く）
- ⑩ その他、社会福祉法人の業務に関する重要事項

※1 理事会は、上記内容に掲げる事項を決定しようとするときは、予め評議員会の意見を聴かなければならない。

※2 理事会は、社会福祉法人の最高議決機関である性質上、事業の運営に即して適宜開催される必要があるため、年3回以上の開催が求められています。

○ その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。

・役員研修等

- 関係機関が主催する役員研修会に参加する。
(他施設から取り入れられるものの研究等)
- 県等主催の役員研修に参加する。
(充実した運営及び経営のノウハウに関すること。)

3. その他

今後の経営方針、運営戦略について

- 理事会において、法人経営の今後の方針を協議する。
 - ・人材確保及び環境整備（居住の確保等）
 - ・現職員の健康管理と福利厚生等の充実
 - ・法人の継続運営のための新たな施策

1. 基本方針

居住制限区域での生活でも、不安や負担を感じさせない環境作りに努め、業務優先としない「利用者優先」のケアを、「想い」を持って行う。

また、重度化して行くご利用者の尊厳が保持されるとともに、日々のケアが「自己決定」「自立支援」を基本とし、多職種間との連携を図りながら諦めないケアをして行く。

更に、「いいたてホームならでは」の、居場所づくり、交流の場を提供し関わりの時間を大切に、「ホームの家族」のスタイルを崩さず、ご家族と共に暮らし支えて行く。

2. 重点目標

(1) 重度化ケアの取り組み

① 重度化ケア

- ・ プライバシーが守られ、住み慣れた環境、顔なじみの職員との信頼関係を継続していく。
- ・ 心身の状態の把握と、日々のケアを随時、見直し、自己決定できる環境づくりに努める。
- ・ 残された機能を維持するため、メンタル面でのケアが負担にならない範囲で、機能低下防止に繋げていく。
- ・ 定期的にケア会議を持ち、統一したケアの継続、疾病の進行や悪化防止に努める。
- ・ ご利用者や家族、職員間で情報を共有することにより、その人らしい生活を送られるようにする。

② 認知症ケア

- ・ 尊厳を大切にし、なじみのある環境で家庭的な雰囲気をつくり、生活習慣となっていることを継続できるように支援していく。
- ・ 個々の生活リズムを大切に、できること・支援が必要なことに分け、必要な時に必要な支援を行えるようにする。
- ・ 日々の生活を楽しめる日課をつくることで、孤独感や不安を解消し、また、認知症の進行を防いでいく。

(2) 暮らしに寄り添う

① 外出への支援（短時間、村外への外出）

無理なく外出できるように、目的や季節を考慮する。また、季節毎のドライブ等を行うことで、四季を肌で感じて頂き、生活感を感じられるようにする。

② 村外で買い物や外食等を行うことで社会との繋がりを継続していく。

③ ボランティアの協力を得、また、専門の方からの支援を受け、趣味活動を進め、自立支援を促していく。（楽しみや趣味が続けられる環境をつくる。）

④ 普段の食事が更に楽しみとなるように、メニューや食事形態等を選択できるようにすることで、経口摂取の継続を支援していく。

(3) 生活の場について

- ・ ご利用者や職員が、居心地よく生活できる場に努め、放射能の不安を軽減する。
- ・ ご家族等が面会に来られる機会を増やし、ゆったり出来るような雰囲気づくりをしていくと共に、何でも話せる職員間との信頼関係を大切にする。
- ・ なかなか外出できない環境の中で、普段とは違った雰囲気が楽しめる環境づくりに努め、気分転換やメンタル面のケアを出来るようにする。
(四季折々のドライブや買い物等を提供し、レク活動等も充実させる。)

(4) その人らしい最期を迎えられる

- ・ その人らしい最期を迎えられる大切な時間への支援を、ご本人やご家族と話し合いをしながら、きめ細やかに支援していく。
- ・ 普段の生活で、なじみの職員によるケア、慣れた音や匂い、ご家族や友人が気兼ねなく面会できるよう配慮し、ご利用者の不安や孤独感をなくす。
- ・ 看護職員、栄養士、厨房職員等の協力を得、日常の暮らしが安楽に過ごせるように総合支援をする。

(5) 職員一人ひとりの意識を高めていく

- ・ 介護技術や専門的知識を深めることで、心身的に重度化されていく方のケアを、お互いに不安なく行えるようにする。
- ・ ご利用者本位でのケアにあたり、自己選択できる環境づくりを行っていく。
- ・ 介護・医療・栄養の連携を密にし、専門ケアを行えるようにしていく。

3. 具体的な施策

(1) 各委員会の充実

- ① 職員が各委員会に所属し、専門的知識を習得し、専門及び具体的なケアに取り組めるよう委員が中心となり改善や向上に繋げていく。

ア 口腔ケア委員会

口腔内の衛生は勿論、食事を美味しく食べて頂くためのケアを目標に、用具の選定、統一したケアができるよう常に見直していく。

イ 入浴委員会

重度化していく中で、安全且つ快適に入浴して頂くため、入浴方法と環境整備、皮膚トラブルを抱えているご利用者のケア検討をしていく。また「お風呂の日」を設定し、温泉気分を味わって頂けるよう継続していく。

ウ 排泄委員会

普段行っている排泄交換を見直しすることで、個々に合った排泄が快適にできるようにしていく。また、褥瘡予防対策勉強会を行い、安楽な体位で過ごせるようにケアする。

エ リスクマネジメント委員会

職員が、インシデント、アクシデントに対する意識を持ち、事故を未然に防げる力をつけ、継続性のあるケアが行えるようにしていく。

アクシデント発生時には、速やかに問題回避ができるようケア会議を行っていく。
委員会開催時には、アクシデント内容を検討し、改善方法等を職員会議において周知していく。

オ 食事検討委員会

食べる楽しみを継続できるように、環境・健康管理・食事形態について、医務・厨房・介護の連携で見直し検討していく。また、セレクトメニューを検討し提供することで食事への意欲を高められるようにしていく。

カ 行事・環境委員会

定期的にレクリエーションを行うことで、生活にメリハリをつけ意欲を持てるようにする。また、生活リハビリでの機能向上に繋がられるようにしていく。(1年間の行事を季節ごとに検討、開催していく。)

※ 家向上委員会

- ・ ご利用者中心の生活ケアを最大の目標とし、意識向上・生活支援・食事推進の3部門を構成、抱える課題や問題を一つずつクリアし常に向上に努めていく。
- ・ 向上委員会で決定した事項を周知し、全職員が取り組める方向を導き出していく。
- ・ 各委員会や会議、施設ケアの主要の方向性や企画、推進を図る。
- ・ 各リーダー等の育成を行う。

(2) 会議の充実

① 家長会議の充実

- ・ リーダーとしての自覚を持ち、常に向上心を持ってケアに取り組む。
- ・ 家職員のまとめ役として、協調性を保ちながら職員を「支援」していく。
- ・ 家長会議の目的を明確化。お互いに情報交換や相談の行える場にしていく。
- ・ ケアでの問題点を発掘し、軽減・解消に努めていく。

② ケア会議の充実

- ・ アクシデントが発生したら、速やかに家内でケア会議を開き、同じ事故を起こさない対策をする。
- ・ 家内会議において、1か月のご利用者のニーズ把握と統一したケアを行うため、ケア会議を行う。

③ 職員会議の充実

- ・ 各家の現況報告と取り組み状況や課題及び相談等の場とする。
- ・ 職員のレベルアップのため、介護・医務から「なんでも勉強会」を持ち、介護技術は勿論、職員としての心構え等の基礎的部分に戻り再度確認していく。

④ 家内会議

- ・ 各家で取り組みを話し合い、統一したケア方針を持てるようにしていく。
- ・ 共通した情報を得、協力・信頼・刺激し合うことで、職員一人ひとりのレベルアップと、ご利用者のための「家づくり」を行っていく。
- ・ 各家内職員のコミュニケーションの場として充実させていく。

平成26年度 ひだまりの家事業計画

1. 家目標

自分らしく充実した生活が送れるように、一人ひとりに合った支援をする。

2. 方針

(1) 今、出来ている事が継続して出来るよう、日々の様子を観察し、出来た事への喜びを分かち合いながら支援をして行く。

(2) 一人ひとりに目配り・気配りを行い気兼ねない雰囲気をつくる。

(ご家族の方が面会に来られた時は、生活の様子等を多職種の職員を交え情報を共有)

3. 具体的計画

(1) 日々の支援の中から、「想い・感じ・願い」等を見出し、少しでも叶えられるよう支援する。

(2) 行事等は身体面・精神面に無理なく参加され、楽しいものになるよう多職員との連携を密に情報交換を行い計画を立てる。

4. 生活面について

(1) 食事

① 多職種と連携をとり、摂取状態の変化に合わせ随時検討しながら、経口摂取が出来る事の喜びを感じて頂く。

② 個々に合った食事時間に召し上がって頂くことにより「食」への意欲・楽しみを味わって頂く。

・家料理を提供し家庭的な雰囲気を味わって頂く。

・食前体操をする事によって唾液の流出を促し咀嚼力を高める。

*個々に合わせた体操をする。(パタカラのカードも利用する)

③ 排泄

・排泄介助・交換時の言葉遣いに気を付けプライバシーを守り、心を傷つけない様心配りをする。

個々の身体の状態変化や季節に合わせ、随時パットの選定と清潔の保持に努め、皮膚トラブルに努める。

④ 入浴

ア. 身体の状態に変化が表れたら随時入浴方法を検討する。

・身体をチェックをする。

・皮膚トラブルを防ぐ。(保湿)

イ. 体調不良により入浴出来なかった時でも、清拭や手指・足浴等で爽快感を少しでも味わって頂ける様にする。

ウ. 入浴後の整容を鏡を見ながら、ご自分で少しでも整えられるようサポートをする。

エ. 安全に安心してリラックスして入浴をして頂けるよう、個々に合った工夫や職員間で情報交換しながら協力する。(入浴用補助具の使用)

⑤ 生活

ア. ご利用者のそれぞれの役割(新聞・洗濯たたみ、おしぼり丸め、食事の準備等)が継続して出来るよう支援する。

イ. 統一したサポートが出来るよう、チームワークを大切に、職員同士が随時話し合い、また、多職種間と連携を図り、メリハリのある生活を送れるように支援する。

ウ. ご利用者との関係が密になる事により、個々を尊重し少しの時間でも寄り添い、否定する事のないような言動・雰囲気づくりをする。

エ. 他ユニットと交流を図り、行事・ドライブ等に積極的に参加出来るよう、体調を整える働きかけを行う。

オ. 空間環境(炬燵・ソファー・植物・換気等)を整え、ゆったりと過ごせるよう、個々の状態に合わせて工夫して行く。

平成26年度 ぬくもりの家事業計画

1. 家目標

ご利用者がありのままの生活で、共に笑い楽しみ、感情豊かに生活を送れるよう支援する。

2. 方針

- (1) 個々の生活リズムを把握し、ご利用者やご家族の理解を得ながら、統一したケアができるよう支援する。
- (2) ご利用者が過ごしやすく、また、ご家族が気軽に立ち寄れるような、居室・リビングの雰囲気と環境に努める。
- (3) ご利用者の体調管理に努め、また、多職種との連携とコミュニケーションを図り、日々の変化に留意すると共に、個々に合ったケアをして行く。

3. 具体的計画

- (1) 生活パターンを知り、出来ない事への支援をしていく。
- (2) ご家族との関わりを密にし、近況を報告する等のコミュニケーションを図る。
- (3) 限られた生活環境の中で、行事・レクリエーションへの参加、他のユニットや外部からの交流を積極的に行い、楽しく過ごして頂くよう支援する。
- (4) ご利用者の気分転換やリフレッシュを考え、季節のドライブ・買い物等、外出の機会を多く持てるようにすると共に、室内でも季節感が感じられる環境づくりに努める。
- (5) 外気に触れる機会が少ないため、居室内の換気や温度、湿度管理を保ち、常に新鮮な環境づくりに努める。
- (6) 日々の関わりの中で、ご利用者の声に傾聴・共感し「今・出来る事、今しか出来ない事」を考慮し、共に寄り添い楽しく安心して生活できるよう心掛ける。
- (7) 身体の重度化や認知症の進行を予防するため、普段できる生活リハビリやラジオ体操・手足の運動・食前体操・お手伝い等を盛り込み、個々に合ったケア内容で充実できるよう支援する。
- (8) ご利用者のご家族の希望や意思を尊重し、馴染みの環境の中でその人らしい最期を迎えられるよう支援して行く。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 嗜好を最優先し、楽しく・美味しく・ゆったりとした環境の中で摂取して頂けるよう心掛ける。また、多職種と連携し、その都度柔軟に対応し満足して頂けるよう努める。
- ② 行事食・家料理等に取り組み、季節の物を提供できるよう努め、また、ご利用者と一緒に料理を作ることも楽しんで頂く。

- ③ 安全且つ安心して食べて頂けるよう、食事形態の見直しや盛り付けに配慮する。また、食べて頂くことの意味を把握し、個々に合った支援に努める。
- ④ 食前体操をご利用者と一緒に行い、食事への意識を高める。

(2) 排泄

- ① 個々の排泄パターンを把握し、状態に合ったパットの使用と見直しを行う。
- ② 居室やフロアの消臭対策に努め、本人や来客に不快を与えないよう心掛ける。
- ③ 排泄時の言葉遣いやプライバシーに十分配慮し、気兼ねなく頼める環境づくりに努める。
- ④ 排泄交換時には、皮膚トラブル予防に軟膏を使用し潤いを保つよう心掛ける。

(3) 入浴

- ① 個々の身体や状態に合った無理のない入浴方法と形態を検討し実施する。
- ② 安全且つ安心して入浴できるよう、職員が入浴知識と介護技術を高め、他ユニットと協力しながら行う。
- ③ 入浴の意味と意義を理解し、好みの入浴剤などを使用してゆったりとリラックスできる時間にする。
- ④ 個々の身体状況を把握し、清潔を保ち皮膚トラブル予防に保湿剤を使用するなど潤いを保つようにする。

平成26年度 くつろぎの家事業計画

1. 家目標

家族の協力を得ながら職員が同じ方向性を共有し、今日も楽しかったなと思えるような“家づくり”をする。

2. 方針

- (1) 一日一声でも多く声を掛け、ちょっとした体調変化や行動を見逃す事なく共に生活を送る。
- (2) ご家族の面会時に近況報告を行うことで、情報の共有ができ、得た情報等をケアに活かす。

3. 具体的な計画

- (1) 家族からの情報を基に、ご利用者から笑顔を引き出せるような会話等に心掛ける。
- (2) 言葉使いや職員間での会話など十分注意し、生活の場の環境づくりに努める。
- (3) チームワークを大切にし、お互い協力し合い、ご利用者との関わりの時間を多く持つようにして行く。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 自力摂取が継続出来るよう細やかな声かけを行い、また、個人に合った器の使用、配置、テーブルの高さ、体位などに注意する。
- ② ゴックン体操、パタカラ体操などを取り入れ、美味しい食事が摂れるよう努める。

(2) 排泄

- ① 排泄チェックシートを活用し、個々に合った排泄介助を行い快適に過せるよう努める。
- ② 羞恥心の解消、消臭対策、プライバシーに配慮し、また、声かけにも十分注意する。
- ③ 随時、パットを見直し、交換時の洗浄や個々に合ったクリームなど使用する。

(3) 入浴面

- ① 入浴形態を随時検討し、安心して楽しい入浴が出来るよう職員間で統一する。
- ② 入浴剤の種類を増やす。(果物を使ったお風呂等、匂いから感じる入浴等を提供)
- ③ 皮膚にトラブルがないかを観察し、発見時には速やかに医務に報告・改善を目指す。
- ④ 浴室やお湯の温度に注意し、入浴後には保湿クリームなどを用い乾燥防止に努める。

(4) 生活面

- ① 個々に合った寝具や衣類などを用い、快適に過して頂けるよう心掛ける。
- ② 居室で過される時間が長い方に対し、音楽などを提供し楽しんで頂く。
- ③ 居室の整理整頓や感染予防として、換気・加湿・衣類調整に努め、職員は自ら飛沫感染を避けるよう努める。
- ④ レク、合同行事等への参加を行うため、他の家とのコミュニケーションを図る。

平成26年度 やすらぎの家事業計画

1. 家目標

日々の生活に楽しみと喜びを持ち、安心して過ごして頂けるよう、環境づくりに努めると共にケアにあたる。

2. 方針

- 個々の疾病や健康状態を観察把握し、体調変化を早期に察知できるようにして行く。
- 一人ひとりの状態に合った生活環境を整える。

3. 具体的計画

- ケア会議で、個々の病歴を踏まえ観察ポイントを知り、看護師・介護職員・栄養士との連携を密に疾病の悪化防止及び予防に努める。
- メリハリのある生活を過ごして頂くため、毎朝のラジオ体操を一緒に行う。
- ご利用者が重度化した場合は、最期まで孤独を感じさせないよう精神面のケアと、ご家族と連絡も密にし、安心して人生の最後を迎えられるよう、環境作りに努める。

4. 生活面について

(1) 生活

- 重度化していく中、出来ること（おしぼりたたみ、新聞たたみ）を大切にしつつ、負担にならないよう継続しお手伝いをする。
- レクリエーションや季節の行事に参加し、楽しみながら刺激のある充実した生活を送って頂けるようにする。
- 身だしなみや口腔内の衛生に気を配る。

(2) 食事

- 状態変化に合わせて随時検討し、口から食べることの喜びを感じて頂けるようにする。また、食前体操をして美味しく食べられるようお手伝いをする。
- 家料理をつくることで、五感を感じて頂き食欲を増すような工夫をする。

(3) 排泄

- プライバシーの配慮をしつつ、個々の排泄状況に合わせて、随時パット選定と陰部洗浄を行い清潔の保持に努め、皮膚の悪化防止及び予防に努める。
- 個々に合った排便コントロールをし、快便出来る方法を検討する。
- 消臭対策にも努める。（排泄バックの定期的な洗浄も含む）

(4) 入浴

- ご利用者の状態に変化が表れたら随時、入浴方法を検討する。
- 内出血予防対策に努め、全身の保湿にも気を配る。また、安全・安楽に入浴をして頂けるよう工夫をする。
- 体調により、入浴が出来なかった時でも、清拭や手浴・足浴などをし、清潔に心地よく過ごして頂けるような環境づくりに努める。

平成26年度 せせらぎの家事業計画

1. 家目標

ご利用者を尊重し、優しく、丁寧なケアを行い、個々に合った生活をお手伝いする。

2. 方針

- (1) 生活スタイルや体調に合わせた生活環境を提供して行く。
- (2) ご利用者のご家族の関わりや想いを大切に信頼関係を築く。
- (3) 安心して寛げる環境づくりをする。

3. 具体的計画

- (1) 一日、一日の生活を大切に思いを込めて支援する。
- (2) 一人ひとりの個性と生活リズムを尊重し、その人らしく生活出来るようお手伝いする。
- (3) ご利用者の表情や変化を見逃さず、要望に添えられるよう、心にゆとりを持ちお手伝いする。
- (4) ご家族の方に、面会や誕生会に来て頂けるよう、積極的に取り組み、家族との関わりや思い出を多く持てるようお手伝いする。
- (5) 連絡ノートを活用し、職員間のチームワークを密にしケアを行う。

4・生活面について

(1) 食事

- ① 個々の体調に合った食事形態や量、姿勢、ペースを把握し、美味しく安全に食事が摂れるよう努める。
- ② 和やかな雰囲気の中でゆったりと食事を楽しんで頂けるように工夫する。
- ③ 食前体操を充実させ、唾液を促し口から食べることを大切にする。
- ④ 口腔ケアで、常に、口の中をきれいに保てるように努める。

(2) 排泄

- ① 個々の排泄パターンを把握し、プライバシーに配慮した介助を行う。
- ② 個々に合ったパットを随時、見直し選定する。また、クリームなどを塗布し皮膚トラブルを防げるように努める。
- ③ 排尿・排便・皮膚の観察を行い、体調管理に努める。
- ④ 居室やフロアの尿臭対策や衛生面に配慮する。

(3) 入浴

- ① 個々の状態を把握し、安心・安全な入浴方法を提供し、ゆったり入浴して頂く。
- ② 皮膚の観察が出来、早めに気付き皮膚の悪化を防げるよう努める。
- ③ 湯上りの保湿に努める。

(4) 生活

- ① レクリエーションや行事などで他の家と交流を深め、気分転換を図ると共に、楽

しみを有する生活を支援して行く。

- ② 積極的にお手伝いできる事はお願いし、役割を持って頂くことで自分のポジション確保と生きがいを持つよう支援して行く。
- ③ 一人ひとりに携わる時間を増やし、コミュニケーションを多くもてるように努める。
- ④ プライバシーの配慮に努める。
- ⑤ ご家族の面会時には、ご利用者さんの生活状況等をお知らせし、コミュニケーションを多く持ち信頼関係を築く。

平成26年度 だんらんの家事業計画

1. 家目標

高齢化に伴い身体機能の低下と認知症状の重度化防止のケアに努め、特に体調管理と精神面に留意し支援して行く。

2. 方針

一人ひとりが、今出来る事を支援していく事により、自分らしさを継続でき、生活に生きがいを見出せるようにして行く。

3. 具体的な計画

- (1) 毎日の生活の場でその方が出来る事について継続し支援して行く
(カーテンの開け、閉め、洗濯物たたみ など)
- (2) 居室で過ごすことが多い方には、快適に過ごして頂けるような居室環境に気配りをする。
- (3) 外出(外食、ドライブ等)を行い、四季の移り変わりを感じて頂くと共に気分転換を図って行く。
- (4) 認知症状の重度化に伴い、本人の尊厳を尊重し、傾聴に心がけ穏やかに過ごして頂けるような関わりを持つ。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 本来の食材の味を味わって頂くため、食事形態に拘らず、摂取出来そうな食事については、配膳時に食べやすく刻み潰して提供する。
- ② 個々にあった食事ペースがもてるように、声かけしながらゆっくり食事をして頂く。
- ③ ペーストやキザミ食の方には、献立内容を説明しながら、他の方と同じ食事内容であることを理解して頂き、楽しめる食事提供に努める。
- ④ 経口摂取が継続出来るよう口腔ケア、食前体操の充実を図る。

(2) 排泄

- ① 下肢筋力低下による立ち上がりが困難な方には、無理せずに2人対応で行ない、負担がかからないようにする。
- ② なるべく下剤に頼らないでスムーズに排便コントロールができるよう、水分摂取や食物繊維を提供する。
- ③ 排泄パターンを把握し介助を行なうことにより、尿失禁などによる不快感の軽減を図る。
- ④ 洗浄、こまめなパット交換により尿臭の軽減を図る。

(3) 入浴

- ① 個々に合った入浴形態を提供し安全、安楽に入浴して頂く。
- ② 皮膚の保湿に努め、掻痒感の軽減のため保湿クリーム等で対応、また、入浴後の水分摂取等に努める。
- ③ 浴室や脱衣室の温度管理に努め急激な温度差をなくす。
- ④ 入浴剤などを使用してリラックスした気分に入浴して頂く。
- ⑤ 入浴拒否が見られる方には、無理せず時間をずらすなどの柔軟な対応をする。

(4) 生活

- ① レクリエーションに積極的に参加して頂く。
(カラオケでは自分の得意な歌をうたって頂く。)
- ② マンネリ化した生活にならないよう、今出来ることが継続できるよう、声掛けしながら促して行く。
- ③ 個々の体調に合わせてサポートして行き、日常習慣の行動が負担なく行えるようにして行く。
- ④ 寛げて、交流ができる共同スペースの環境づくりに努める。

平成26年度 こもれびの家事業計画

1. 家目標

ご利用者の身体面や精神面を理解し、ご利用者一人ひとりのニーズをしっかりと把握しながら日々のケアに努める。

2. 方針

日々の生活や役割、趣味など、今出来ることを支援させて頂きながら、その人らしい暮らしを送れるように“考えるケア”を実践する。

3. 具体的計画

- (1) ご利用者とのコミュニケーションや関わりを大切にしながら、何がしたいか、どんな事を望んでいるのかを知り、その気持ちを大切に、日々のケアを通じながら信頼関係を深める。
- (2) 加齢に伴う認知度の低下に対し、日々のケアの中から職員間での共通認識を明確にし、統一したケアや対応、経過を見守りながら少しでも不安の軽減に努める。
- (3) ご家族の面会時などに、ありのままの今の生活状況を伝え、コミュニケーションを深めご家族の方との信頼関係を深める。
- (4) 外出の機会が少ない中、季節感を感じる事の出来るような設えを工夫する。

4. 生活面について

(1) 食 事

- ① 個々に合った食事形態・量・嗜好をしっかりと把握し、美味しく・楽しい食事が出来るよう努める。
- ② メニューに合わせた食器や盛り付けに配慮し、食欲が湧く雰囲気づくりに心掛ける。
- ③ 食前体操やラジオ体操を通じ、美味しく食べることが出来る環境を整える。

(2) 排 泄

- ① 個々の排泄パターンを把握し、プライバシーや安全に配慮した排泄介助を行う。
- ② 個々に合ったパットを使用。また、個々に合った当て方や使い方を工夫しながら肌トラブルを未然に防ぎ、快適な排泄環境を整える。
- ③ トイレでの排泄維持を出来る限り継続できるよう努める。

(3) 入 浴

- ① ゆっくり入浴して頂けるよう個々の身体状況にあった入浴形態を把握し、安全・安楽な入浴が出来るよう努める。
- ② 体調の変化に合わせ、看護師・他のユニットとの連絡・連携・協力体制を密にしながら柔軟な対応を心掛ける。
- ③ 楽しく、気持ち良い入浴をして頂くためにプライバシーに配慮しながら入浴中に音楽（演歌・民謡・唱歌）を流すなど、楽しい入浴になるよう努める。

- ④ 皮膚状態を把握することで、皮膚トラブルを未然に防げ、また、保湿クリームを使用することで皮膚の保持に努める。

(4) 生活

- ① レクリエーションや季節行事に参加して頂き、生活にメリハリをつけ、ストレスのない生活環境に努め、笑顔で生活できるよう努める。
- ② ケア以外の場面でもコミュニケーションを図ることを大切にし、普通の日々を過ごせるよう努める。

平成26年度 いいたてホーム医務室事業計画

(年間目標)

要介護度の重度化に伴い、必要とされる医療行為の充実を図り、終末期においても安心した施設生活が送れるよう、多職種間との連携・協働体制を深めていく。

また、原発事故から3年が経過し、職員の心身の疲労もピークであることから、できる限り健康管理に留意し、定期健診は基より、個別の相談等にも対応できるよう専門知識の向上と時節に合った管理指導に努めていく。

1. 業務計画

1) ご利用者及び職員の健康管理

① 定期健康診断

- ・入居者 —— 年2回の基本検診、年1回の胸部レントゲン（結核検診）
- ・職員 —— 年2回の基本検診（夜勤業務従事者）年1回の基本検診（一般）
- ・腰痛検査 —— 年2回の専門医診察（特養介護職員）年1回の腰部X-P（全員）

② 健康状態の把握

- ・職員間の連絡を密にし、情報を共有することで疾病の予防と予測ができるようにする。
- ・定期健診の継続と結果考察・指導の実施
- ・“なんでも勉強会”を活用し健康に対する意識を高めていく。
- ・感染症対策委員会を柱に活動し、社会情勢にも目を向けて行く。
- ・予防の重要性について再認識し、多職種間との連携を図る。
- ・インフルエンザワクチンの接種（入居者及び職員）
- ・感染症への理解を十分にし、罹患者発生時の対応が速やかにできるよう職員会議時などにデモンストレーションを行う。

2) 入居者に対する専門的ケアの導き

- ① 拘縮予防 —— 特に、ベッド上で過ごす時間が多い方に対して重力に反した動きを加えることで可動域を拡げていく。
→ リストを作成し、評価することで継続できるようにする。
- ② 口腔ケアの充実 —— 疾病予防の意味からも不可欠である。委員会と連携を図ることが施設全体で取り組む基礎となる。
→ アセスメント表の作成・ケア評価の見直しを定期的に行う。
- ③ 褥瘡予防 —— 褥瘡をテーマに、皮膚の健康を意識した内容にしていく。
最期まで健やかな状態で過ごして頂くことが目標。
細やかな観察の目を養い、職種を超えた連携に努める。
- ④ 内服薬の管理 —— 病院との連絡調整を整備し、また、正確に薬を投与する。
- ⑤ 受診への対応 —— あづま脳神経外科病院と定期受診の判断と計画を立てる。
入院中に関しては定期的に訪問をし、ご家族との信頼関係を築く。

連絡体制を整え、緊急時に備える。また、病院との関係を良好に保つ。

3) 看取り介護について

- ① 多職種間との連携及び情報共有を密にする。
 - ・ 体調不良者及び低栄養高リスク者の把握に努め、ケア会議時には適切な助言と指示ができるようにする。
- ② 方針の明確化・ケアプランへの導入
- ③ 本人・ご家族との信頼関係を保つ
- ④ 各専門職の権限・責任・能力を理解したうえでの協働
 - ・ 介護士の医行為についての明確化

4) 業務時間について

早番 7:30～16:30、日勤 8:30～17:30、遅番 11:30～20:30

2. 日課計画表

	午 前	午 後
日課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間状況の把握・受診通院の調整 ①朝食介助 ②医療処置 ③バイタルチェック ④処方薬の管理 ⑤生活援助 ⑥機能訓練 ⑦昼食援助 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ケア会議出席 ⑨入浴後の衛生処置など ⑩医薬品と衛生材料の補充 ⑪配薬 ⑫夜勤者への申し送り ⑬記録

3. 年間・月間・週間内容

	看護職が主体に担う	他職種と連携して行う業務
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断 ・ 勉強会開催 ・ 施設内診療の調節と介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプラン作成協力 ・ 機能訓練 ・ 受診介助 ・ 行事への参加
月間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体重測定 ・ 衛生材料管理 ・ 定例会の実施 ・ なんでも勉強会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行事への参加 ・ 各会議への出席 ・ 各委員会への参加 ・ 常備薬点検 ・ 勤務表作成 ・ 機能訓練予定作成 ・ 予定表提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期回診日の診療補助 ・ 処方薬分包 ・ 処方薬の把握と服薬指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境、器具の点検と整備 ・ 施設内研修の企画 ・ 通院の介助 ・ 薬品発注、受理

平成26年度 厨房事業計画

1. 基本方針

ご利用者の体調、身体機能等に合わせ食べやすく“食べる意欲”を引き出せるような食事の提供に配慮する。

2. 具体的な施策

(1) 食事サービス

① 食べやすく、美味しい食事の提供

- ・ ご利用者の意思を尊重しながら多職種と連携し、随時、食事形態の見直しを行いより食べやすい形態で提供できるよう工夫して行く。
- ・ 季節感を感じられる行事食の提供

月	行事	月	行事	月	行事
4	家族会総会	8	ホーム夏まつり・お盆	12	クリスマス会・もちつき会・大晦日年越し
5	柏もち作り	9	敬老会・秋彼岸	1	新年会・七草・小正月
6	飾り寿司	10	飾り寿司	2	節分
7	土用丑の日	11	芋煮会	3	ひなまつり・春彼岸 等

② 栄養ケアマネジメントの実施

- ・ 栄養管理計画書作成により個々に応じた栄養管理を行う。定期的評価、見直しを行い体調管理の維持に繋げて行く。

③ 安心・安全な食事の提供

- ・ 衛生管理を徹底し、常に食事提供者として自覚を持ち、食中毒及び感染症予防に努め厨房内の環境衛生を保つ。
- ・ 専門機関による各種衛生検査を受け数値で結果を残す。
 毎月：保菌検査
 年2回：食品自主検査、ノロウイルス検査、厨房内噴霧消毒、衛生検査、衛生勉強会
- ・ 食の安全を確保するため原材料と産地を確認し安全な食材を使用する。

④ 会議の充実

- ・ 厨房会議 厨房での取り組みを話し合い、提出された意見や課題を基に各自クリアして行く。また、家会議内容や食事変更の確認を行う。
- ・ 家会議 厨房職員は各自各家を担当、家会議へ参加する事で、ご利用者の状態を把握し食事提供に反映させる。

(2) 各自目標

① 栄養士

- ・ 仕事への意識を高め効率的に調理を行えるよう迅速に事務処理を行う。
- ・ 多職種と連携しながら連絡体制を強化、情報を共有し円滑に対応出来る様にする。
- ・ ご利用者の希望に配慮した手作りパースデーケーキで雰囲気盛り上げ、思い出深い誕生会が出来るようお手伝いさせて頂く。

② 調理職員目標

- ・ 調理技術を磨きながらチームワークで新しい事にもチャレンジして行く。
- ・ 専門知識の習得に向け勉強会を行う。

平成26年度 いいたて在宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常にご利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整しながら、在宅での生活が継続できるよう支援していく。

(1) 信頼を得る

ご利用者とご家族の方とのコミュニケーションを重視し、おかれている立場の把握や内外的な要因を取り除くことによって信頼関係を得る。

(2) 課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、ご利用者及びご家族の方の抱える課題や問題と向き合う。

(3) 情報提供をする

今、必要とされる介護保険制度やサービス提供等の情報を適切に詳しく説明する。

(4) モニタリングを行う

毎月、正確な身体の状態や生活環境等を把握し、その方の状態にあったサービスを提供できるよう定期的モニタリングに努める。

(5) ご利用者の立場に立つ

常にご利用者の立場に立ち、何が今必要とされているかを一緒に考え、対応することに努める。

2. 具体的な施策

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント（課題分析）

ご利用者及びご家族の方の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

ご利用者及びご家族の方、サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することで、その思いをチーム全員が共有できると共に、ご利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもってもらう。

(3) モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

モニタリングは、ご利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、ご利用者や家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくとともにサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し（再アセスメント）

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じたら、その内容を確認しご利用者の状態の変化及びニーズを把握し再アセスメントを行い居宅サービス計画を見直し作成する。

(5) 給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」

を作成し翌月10日までに県の国民健康保険団体連合会に提出する。

3. 重点事業目標

- (1) 利用者及び家族に対して、避難先の福祉サービス情報を提供し、希望するサービスを選択して頂き、サービス利用に繋げる。
 - ① 避難先のサービス事業所一覧の配布
 - ② 避難先のインフォーマルサービスについての情報提供
- (2) 月1回のモニタリング以外に電話連絡で状態を常に把握し、避難先での孤立や意欲低下を未然に防ぐ様に対応する。
- (3) サービス利用事業所から利用状況等の情報を提供して頂き、利用内容の見直しや頻度の見直しにより、利用者の状況に沿ったケア計画を行なう。
- (4) 要介護認定調査の実施。

4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

- (1) 研修会へ積極的に参加し、専門知識の習得に努め資質の向上を図る。
介護保険制度改正に伴う情報を収集し、周知徹底する。
- (2) 不満や苦情があれば、迅速かつ適切な対応が図れるようにする。
受付時の対応について、相手に不安を与えない様に対応する。
- (3) 秘密保持厳守、及び個人情報の取り扱いを適正に行う。
言動や行動に注意し秘密保持厳守に努める。
- (4) 困難事例ケース検討、及び新規ケースの情報を共有することで、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

5. 在宅介護への支援

- (1) 介護保険制度及びサービス内容の周知をする。
- (2) 介護方法及び社会資源の利用についての周知をする。

6. 各関係機関との連携の強化

- (1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にしニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。
- (2) 地域包括支援センターと随時困難事例等の検討会を開催し、改善方法等について検討していく。
- (3) 月1回開催の地域ケア会議に参加し、各関係機関が抱える問題点について、情報を共有する。

1. 基本方針

避難生活から4年目を迎え、村（地元）を知らない子供達を預かる保育所となった。

このような状況下でも、保育を必要とする子供達のため、当保育所の方針に沿って継続して行くことが目標である。

また、平成27年度から開始される「子ども・子育て支援関連3法」が成立し、現在それらに向けた準備が行われていることから、法に沿った勉強会を行う。

2. 具体的施策

(1) 育む保育の提供

0歳から3歳修了までの3年間を、担任を変えることなく保育する。

（一人ひとりの育ちを把握でき、成長の一連の過程に関わることができ、育むことに力を入れることができる。）

(2) 安心安全な保育の提供

感染症等の発病から身を守れるよう、清潔と予防の徹底を行う。また、アレルギー等の特異体質の子供の保育には、マニュアル等を作成し事故防止に努める。

室内環境として設備や備品の点検、事故のないようケガ防止策、災害を想定した避難訓練を継続して行う。

(3) 質の高い保育の提供

「子ども・子育て支援制度」を熟知し、時代に沿った保育が提供できるよう努める。

定期的に自己評価・施設評価を行い、質の向上に努めると共に、ホームページに公表して行くことでスキルアップを図る。

(4) 計画的な保育の実施

年齢毎の年間保育計画の立案、アセスメント実施による個別計画の立案、避難訓練、防犯訓練、交通指導、食育計画、保健計画を立案。年間を通し計画的に保育を実施し質の高い保育を提供して行く。

(5) 放射線への不安の解消

モニタリングポストの確認及び毎食材の放射線量を測定、お知らせすることで、少しでも不安を取り除く。

平成26年度 事務室事業計画

1. 基本方針

震災から3年が経過したものの、状況は一向に変わらず、新たな事務が加わっても、法制度の特例もなく事務量は増えても減ることはない。

然しながら、法人運営の将来を踏まえ、通常業務に加え、新たな財源確保（補助金等）や人材確保のための環境整備の提案等について取り組む。

2. 具体的な内容

① 財源の維持確保

- 支出の見直し

（昨年の実績を基に、できる支出を抑える。）

- 収入の確保

（経費を要する物品等に対し、民間の助成及び補助制度を見つけ活用、また、人材確保については、福島県福祉・介護人材育成・確保支援事業等を活用し効果を上げる。）

- 様々な試算に心掛ける

（収支を実行する前に、どれが効果的で得るものが大きいのか、また、どれだけ節約できるかを試算する。（無駄を減らす。））

② 人材確保

- 職員不足は、財源に大きな影響を及ぼすことから、人材確保に関する広報や呼掛け、環境整備がどの程度できるか等を提案して行く。

③ 後方支援の役目を担う

- 各事業所が活動し易いように、従来通り事務的後方サポートを行う。

3. その他

- ① その他必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の勉強会を開催

※ 多くの計画を求めず、効率を図り質を高めて行く。